

平成19年10月2日

於：農林水産省三番町共用会議所

第1回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会議事録

目 次

開会	1
総合食料局長あいさつ	1
資料確認	2
委員紹介	2
本会議の運営について	3
座長選任	3
座長あいさつ	4
資料説明	5
要望・意見	27
閉会	38

開 会

村井需給調整対策室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第1回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。総合食料局食糧部計画課で需給調整対策室長をしております村井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

座長が選任されるまでの間、私の方で進行役を担当させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

総合食料局長あいさつ

村井需給調整対策室長 それでは、検討会の開催に当たりまして、岡島総合食料局長より御挨拶申し上げます。

岡島総合食料局長 総合食料局長の岡島でございます。第1回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、まず委員をお引き受けいただいたということ、また本日こういう雨模様の中、お越しいただきまして、心より御礼申し上げます。

米政策につきましては、御案内のとおり、平成14年に米政策改革大綱で、平成22年度「米づくりの本来あるべき姿の実現」ということで、これまで16年～18年第1ステップ、19年産からは、いわゆる需給調整システムについて、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行したという改革の道筋をたどってきているところでありますが、しかれば、22年のあるべき姿というのが、本当の意味でどういう姿なのかということ、これは各方面からいろいろな疑問を呈されているところであります。そうした中で、1つはこれも現場でもいろいろな御意見がまだあるところですが、本年産から品目横断的経営安定対策、担い手を中心とした農政に土地利用型農業は切り換えていこう、農政のあり方を変えていこうということ。あるいは、農地制度についても、今、議論がなされているところで

あり、また海外に目を向けますと、穀物の国際需給というのは、本当に質的に変化してきたのではないかと、需給の環境がかなり構造的に変わってきたのではないかとといったような環境変化もあります。

そのような中で、とにかく皆様方にそれぞれきちっと御議論いただいて、まさに22年度の米づくり、本来あるべき姿の実現への道筋を、確実なもの、具体的なものにしていきたいと思い、本検討会を開催し、皆様にお集まりいただいているところでございます。どうぞ忌憚のない御意見をいただいて、建設的な議論を積み重ねていただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

資 料 確 認

村井需給調整対策室長 それではまず初めに、お手元に配付をさせていただいております資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、資料1「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会委員名簿」を配付させていただいております。

また、資料2といたしまして「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会開催要領」を配付させていただいております。

さらに、資料3といたしまして、本日の説明資料になります、「米をめぐる現状」を配付させていただいております。皆様のお手元にございますでしょうか。

委 員 紹 介

村井需給調整対策室長 それでは、今日が第1回の検討会ということでございますので、委員の皆様を私から順次御紹介をさせていただきたいと思っております。名簿の順にしたがって紹介をさせていただきます。

みやぎ登米農業協同組合代表理事組合長の阿部長壽委員でございます。

消費科学連合会会長の大木美智子委員でございます。

宮崎県国富町農林振興課長の南道生委員でございます。

ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長の奥村幸一委員でございます。

日本経済団体連合会専務理事の立花宏委員でございます。

有限会社永井農場専務取締役の永井進委員でございます。

みずほ総合研究所専務執行役員チーフエコノミストの中島厚志委員でございます。

全国農業協同組合中央会常務理事の富士重夫委員でございます。

東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科教授の八木宏典委員でございます。

全国農業協同組合連合会常務理事の米本博一委員でございます。

あと、本日、丸紅経済研究所所長の柴田明夫委員も御出席の御予定でございますが、遅れていらっしゃるということです。

また、本日、証券保管振替機構代表取締役社長の竹内克伸委員と高崎経済大学学長の吉田俊幸委員は御欠席ということになっておりますが、以上 13 名の委員の皆様には本検討会での御議論をお願いすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

本会議の運営について

村井需給調整対策室長 次に、本検討会の運営についてでございますが、基本的にはこの会議は公開とさせていただきたいと考えておまして、傍聴者の方々も、会場の許す限り広く受け付けたいと考えております。本日も、多数の方々も御出席をされていらっしゃいます。

なお、座長が特段の支障があると認める場合には、非公開とすることができるということとしております。また、今日の検討会での皆様よりいただきました御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

座長選任

村井需給調整対策室長 それでは、続きまして、座長の選任に入らせていただきたいと思います。お手元にお配りしております資料 2 の開催要領におきまして、この検討会には、座長並びに座長代理を置くこととなっております。座長につきましては、事前に各委員にお諮りをいたしまして、八木委員をお願いすることであらかじめ御了解をいただいております。

また、座長代理につきましては、八木委員より、吉田委員を御指名いただいております。

このことについて、改めまして委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと思いますが、八木座長、吉田座長代理ということで御了解をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

村井需給調整対策室長 ありがとうございます。

それでは、皆さん異議なしということで、座長は八木委員に、座長代理は吉田委員をお願いをすることとしたいと思います。それでは、八木委員、座長席の方にお移りいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

座長挨拶

村井需給調整対策室長 それでは、座長から一言御挨拶をお願いしたいと存じます。

八木座長、よろしく願い申し上げます。

八木座長 ただいま座長に選任されました八木でございます。米をめぐるっては、産地、品種、品質、または用途により、さらに販売チャネルによって、かなり米価が違うというのが現在の米市場の実態だと思えます。それから、水田農業に関しましても、地域の置かれた状況、地権者の状況、あるいは担い手のあり方によって、それぞれ異なります。

そのため、米システムと水田農業に関しては、様々な論点があろうかと思いますが、当面の問題だけでなく、中長期的な望ましい水田農業と米システムの方向について、皆様方の御協力をいただきながら、議論の円滑な進行に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします

村井需給調整対策室長 ありがとうございます。先ほど御紹介をさせていただきましたように、座長代理の吉田委員におかれては本日御欠席ということになっておりますので、次回以降、改めて御挨拶をお願いすることとしたいと思います。それでは、以後の議事進行は八木座長をお願いすることとしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

八木座長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

まず、本日の議事の進行についてでございますが、最初に事務局から、資料に沿って説明をいただいた上、第1回の会議でもありますから、委員の皆様それぞれの、本検討会に向けての御要望、お考え等をお話しいただきまして、概ね12時頃を目途に会議を終了したいと思っております。このような進め方でよろしいでしょうか。

それではそのように進めてまいりたいと思います。ただいま、柴田委員がお見えです。

資 料 説 明

八木座長 最初に、資料3の米をめぐる現状につきまして、奥原食糧部長から説明をお願いします。

奥原食糧部長 食糧部長の奥原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料の3に則しまして説明をさせていただきます。まずお開きをいただきまして、目次のところを御覧いただきたいと思いますが、今日御説明するアウトラインでございます。

最初に、米政策をめぐる状況ということで、米の政策がこれまでどのように推移をしているかということ整理してございます。大きな政策の流れがございましてこの流れの中で、これから先どのようにしていくかということを検討するという趣旨でございます。

2つ目に、国際食料需給をめぐる状況ということで、先ほど局長から申し上げましたが、最近になりまして、国際的な穀物の食料需給が相当変わってきております。そういったことを踏まえて、中長期にわたる日本の食料の安定供給との関係で、水田農業あるいは米のシステムをどのように考えるかということでございます。3つ目からが米の関係になりますが、米の需要をめぐる状況ということで、後で詳しく申し上げますが、主食の需要がどんどん減っているという状況の中で、これから先、米の需要やあるいは販売先をどのように考えるかということでございます。4つ目が、米の生産をめぐる状況ということで、米についての生産状況、人によって、地域によって、いろいろでございますが、特に、生産コストの関係につきましていろいろな工夫をしてコストを下げていかなければ、経営的には良くならないということがございますので、どうやってコストを下げていくか、これも大きな論点と考えております。5つ目といたしまして、米の流通をめぐる状況ということで、米が主食用の取引として現実にどのように行われているかということ整理してございます。

では、1ページからでございますが、1ページより2ページの図を見ていただいた方がわかりやすいと思います。2ページの表で、食糧法について、これは昭和17年、米の不足している戦時中にできた法律でございますが、これが平成7年までずっと続いておりました。この法律は米が不足の時代にできておりますので、とにかく米をできるだけ多く作っ

て、それを公平に分配するという不足時代に対応する法律として存在していたわけでございます。そこでは、法制度として、国の役割として、国による米の全量管理ということになっており、農家が作った米は農協ルート等を通じて全量を国が買い上げる。農家からすると、国に対する売渡義務がある制度になっていたわけでございます。したがって、価格形成につきましては、政府が買入れの時の価格を決めて、その価格で買入れるという制度をとっております。それから、公平に分けるということになりますので、流通システムとしても厳格な流通規制を行い、農家から農協ルートで国が買い上げる。それを、当初は配給という形で公平に分配する。この配給制度は早い時期に崩れたわけですが、こういった形で厳格な流通統制が行われていたということでございます。

この制度をやってまいりまして、その後で米の需給状況が大きく変わってまいります。特に、昭和40年代を中心として過剰が発生をするということになり、次の3ページを見ていただきますと、米の全体需給の上の方に折れ線グラフが付いております。この左側の、余剰と書いてあるところが2カ所ございます。40年代前半と50年代当初ですが、この辺りで大きな余剰が発生をしております。この頃は政府が全量買入れということになっておりますから、下の棒グラフのところは政府の在庫の数字でございますが、余剰になれば、当然のことながら政府の在庫が膨大な数字になる。これは持っていても主食にならなくなりますので、この2回にわたって、第1次の過剰米処理、それから第2次の過剰米処理をしております。薄い緑の線がついている四角がございまして、1回目は1兆円、2回目につきましては2兆円の金をかけて、この過剰米の政府在庫を処理することが行われたわけでございます。前のページに戻っていただきますが、こういった過剰の発生を1つの契機といたしまして、従来の食管法の制度のとおり運用するのではなかなかうまくいかないという話になり、法律制度は大きく変わっておりませんが、その中での運用改善を相当しております。まず1つは、昭和44年に国の管理外の自主流通米制度を導入する。政府が管理をしているという建前ではありながら、その中で政府が直接買うのではなくて、民間流通的に流通する米というものを設けるということが行われております。それから46年からは生産調整を開始するという事で、主食の需要に合わせる形で米の生産量を抑えていくという制度がスタートをしております。自主流通米につきましては、価格を市場の実勢に応じて形成をするということで、自主流通米の価格形成の場が平成2年に創設をされております。

こういった食管法自体にも運用改善がいろいろ行われておりますが、その後、平成5年

の大不作、それからウルグアイ・ラウンドの合意というものがございませう。これを契機として、食管法という法律が時代に合わなくなってきたということを踏まえて、食管法を廃止し、食糧法を制定するという法制度の見直しが行われております。その結果、平成7年からこの食糧法が運用されているという形になっておりまして、ここでは、まず国の役割のところが大きく変わっております。食管法時代は国が米を全量管理するというものであったものが、食糧法におきましては、国の役割は備蓄運営に限定される、不作が続いたり供給量が不足する時に備えて、政府が一定の備蓄を持っておくという制度になっております。それから、流通のシステムにつきましても、厳格な流通規制ではなく、計画流通制度という形の非常にソフトな流通規制に変わっております。また、価格形成につきましては、自主流通米価格形成の場を発展的に改組いたしまして、自主米価格形成センターになり、ここで、入札で米の価格を決定するというものでございませう。法律制度はこういう形で食管法から食糧法に変わったわけですが、変わった当初はなかなかこの法律の狙いどおりに運用が行われておりませんでした。特に、豊作になってくると、その過剰の分について政府が買うという話に最終的になり、次の3ページの棒グラフの平成7年のところに食糧法の施行と書いてございませうが、この後も、政府の在庫がかなり増えてくるという状況になっております。平成5年の大不作を契機に食糧法に変わったわけですが、大きな不作がありますと、その後で生産量あるいは作付面積が増えるという傾向もありまして、それから数年後のところで、過剰基調というのが顕在化をすることも現実にございませう。そういうことも踏まえて、政府に余ったものを買ってくれという話が食糧法に変わっても行われたということで、在庫が増えてくるという事態であったわけですが、こういった事態を解消して、食糧法らしい運用スタイルに変えるということで、政府の備蓄のあり方、備蓄運営ルールというものを平成10年から導入しております。どういうことかといいますと、政府の買入数量、それから売渡数量、回転備蓄でありますので、政府は秋に買って1年程度持った上で、翌年これを売っていくという形で、在庫の鮮度を保ちながら適正な備蓄を持っていく制度でございませう。この時に、買う方の数量と政府が売る方の数量は、買う方の数量が多くなれば、政府の在庫は予定の水準を超えて大きくなってしまいます。そこで、この備蓄運営ルールというものを入れまして、買入数量と売渡数量の間に関係をつける、要するに、売れる数量が減れば買う方も減るということを明確にすることによって、政府の備蓄があまり大きな水準にならないように調整するといったことを平成10年から始めております。さらに、それまでは自主米価格形成センターの入札には、値幅制限というもの

がついておりました。これがついておりますと、過剰基調になっても価格の下がり方が十分ではない。そういうことになりますと、結局翌年も生産量が相当な水準になるという話になりますので、需給実勢を反映する形での価格形成をきちんとするという意味で、平成 10 年から値幅制限を撤廃するというも行われております。そういった運用改善がございまして、平成 14 年から、さらに米制度の改革を検討するという話になってまいりました。これは転作の面積が 100 万ヘクタールを超えたことが 1 つの大きな契機と思いますが、転作の限界感というようなこともあり、米の関心のシステムをもう 1 回見直すということで、14 年に米政策改革大綱というものができ、平成 16 年にそれを踏まえて法改正が行われ、流通規制の計画流通制度も廃止をする。完全に流通については自由な形で持ってくるという形の法改正が行われております。

また、米の法制度と関連して生産調整が行われているわけですが、食糧法時代の生産調整につきましては、そのやり方は、国からネガ、要するに転作で米を作らない面積をこの位ということで配分していく、国から県段階、市町村段階、農家段階ということで、転作、米を作らない面積を配分するという方式でやっておりました。この時に、助成がついておりますが、これについても全国一律の要件・単価、例えば、米をやめて麦を作る時には、10 アール当たり幾らといったことを全国一律で決めて助成をするという体系でやっております。これが食糧法になってからも、生産調整のやり方としては基本的に変わらずにきておりましたが、平成 14 年、米政策改革大綱が決まって、実際には 16 年からその改革がスタートしておりますが、この 16 年産からはその方式が変わっておりまして、まずネガの面積を配分するという方式ではなくて、逆にポジの数量、これも面積ではなく、作る数量です。各産地ごとにこの位の数量を作れば、自分のところの産地は適正な値段で全部売り切ることができるという数量を配分をする方式に変わっております。これによって、産地ごとにそれぞれの位の数量が適正なのかということもきちんと考えながら生産調整をやっていただくということでございます。生産調整の助成につきましても、この全国一律の単価方式ではなくて、地域の創意工夫によって助成ができるという形の産地づくりの対策に切り替わっております。これによって、地域ごとに単価水準も違うという形になってきているわけでございます。19 年産からは米政策改革の第 2 ステージということになっております。ここでは、この配分の仕方を更に変えてございまして、行政ルートでもって目標数量を配っていくという形ではなくて、農業者あるいは農業者団体が主体的に数量を決めて需給調整をするという方式に切り替わっております。4 ページを御覧いただきました

だと思います。16年度から実行されております米政策改革大綱がどのようなものかということ整理しているものでございます。若干重複になりますが、まず需給調整のところにつきまして、この改革以前は一律的な生産調整をやっていく、特にネガの面積で配るということでしたが、これが16年からの第1ステージでは販売実績を基礎として作る数量を配分する、産地ごとに何万トン、これを主食用として作るのだという形での配分が変わっているということです。これが19年産の第2ステージでは、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うという仕組みに変化しています。それから生産構造のところでは地域の担い手像が不明確ということがございましたが、地域の水田農業ビジョンを地域ごとにきちんと作っていただいて、地域のこれからもやっていく担い手を明確化して進めていくのだという方式に切り替えている。助成体系につきましても、全国一律の要件・単価ではなくて、まず地域ごとに単価設定が変えられる産地づくり対策というものに切り替わっている。それから、需給安定のために、要するに主食用の需要量を超えて生産されてしまった時に、その米をどう処理するかという処理対策としての主食用から区分する集荷円滑化対策というものが仕組まれております。これは、後でまた詳しく御説明いたします。それから、価格が変動する、基本的に価格は需給実勢で決まりますので、場合によって価格が下がってくることもあるということで、価格が下がった時の経営安定対策が仕組まれております。米政策の改革が始まった時点では、価格変動に応じた経営安定の基礎的な対策として稲作所得基盤確保対策というものがあつた、その上に、特に担い手の方についてはそれを上乘せする対策として、担い手経営安定対策といったものがございました。

これが、第2ステージからはちょっと対策が変わりまして、担い手を対象とするものについては、これは米だけではなくて、小麦、大豆といった土地利用型作物全体を含めて経営の変動を均していく品目横断的経営安定対策というものに切り替わり、この中に、米についての対策も入っているということでございます。担い手以外につきましては、稲作構造改革促進交付金ということで、これは時限的な制度でございますが、担い手になっていない、特に品目横断的経営安定対策は担い手だけの制度でございますので、ここに入れない方についても、時限的に価格の下落の一部を補てんをするといった制度が仕組まれております。14年に決まった大綱の中では、22年度から米づくりの本来あるべき姿を目指すということが書いてあるわけですが、そこでの表現は、消費者ニーズを起点として、効率的かつ安定的な農業経営が市場を通して需要を鋭敏に感じ取り、様々な需要に即応した生産を行う、そういう姿を想定しているということです。ここを具体的にどのようなものとして

イメージし、そこに向けて具体的にどういう方策を取っていったらいいのかということ、本検討会で御検討いただきたいということでございます。

5 ページでございます。これは今申し上げたことを踏まえまして、19 年産の時点でどうい
う対策になっているかということをもう一回整理をしたものでございます。農業者・農
業者団体による主体的な需給調整の取組が基本にあるわけですが、これに対しまして、生
産調整のメリット対策ということで、産地づくりの交付金がございます。どういう用途に
どのくらいの単価でやるかということについては、地域が自主的に決めることができる。
地域ごとに予算の総枠がありますが、その範囲では自由に決定ができるという仕組みにな
っております。それから、豊作で米の生産オーバーが生じた時の対策でございます。作り
過ぎた分を主食用の世界に売ろうとすれば、当然のことながら価格が下がります。価格が
下がっただけではなくて、価格を下げても需要量はそんなに増えません。ここ数年価格が
下がり続けながら、一方で消費量も減っているわけですので、そういうことからすると、
価格のバランスの取るためには、生産オーバーした場合には、主食以外の世界に処理をす
るということがなければ、結局バランスが取れないということになります。そのバラン
スをとるための方策として、この集荷円滑化対策が仕組みられているということで、主食用
から区分をして出荷をすると、これについて一定の支援が行われるというスキームでござ
います。下の図のところ、非常にわかりにくい制度になっておりますが、区分をしたと
きに、その区分をした米について、まず融資を行います。60 キロ、1 俵当たり 3,000 円と
いう形で融資を行って、処理ができればいいのですが、できなかった時は、それを現物弁
済でもいいということになっておりますので、最終的には、米穀安定供給確保支援機構が、
現物弁済でそれを引き取る、要するに、結果的に言えば、60 キロ 3,000 円で買い取ったと
いうことになります。それをいろいろな用途に販売をしていくということになるわけです。
その時に、この短期融資の 60 キロ 3,000 円だけではなくて、生産者からの拠出金、10 アー
ル当たり 1,500 円が集められており、この資金を元手にして、生産者支援金ということで
60 キロ 4,000 円の支援金が支払われるという体系になっております。現在の仕組みでは、
この集荷円滑化対策は、作況指数が全国の段階で 101 を超え、県段階も超え、それから地
域の指数も 101 を超えた時に発動されるという条件になっておりまして、これまで発動さ
れたのは平成 17 年だけでございます。17 年は作況が 101 を超えておりましたので発動して
おりますが、この時に、17 年産 7 万トン、現物弁済の形で米穀機構が引き取っておりまし
て、いまだに販売が十分できておりません。若干売れましたが、7 万トン程度がいまだに

ほとんど残っているという状況になっている。そういう意味では、この出口対策のところ
がきちんとワークするという状況に、必ずしもなっていないということも1つございます。

また、米価下落等の影響緩和対策ということで、担い手につきましては品目横断的経営
安定対策というものが仕組みられております。これは生産者と国が1対3で抛出金を出して
おく、出しておいて、価格が下落をする、米だけではなく、米、麦、大豆といったものが
入っておりますが、トータルとして収入が減少した場合、その減少した分の9割について
補てん金を支払うという制度が仕組みられているわけでございます。品目横断的経営安定対
策は、担い手を育てていく、担い手のところに経営支援のメリハリをつけるという制度で
ございますので、担い手以外は対象になっておりませんが、担い手以外につきましても、
時限的な措置として稲作構造改革促進交付金というものが仕組みられております。これは生
産者の抛出金はないですが、補てんの単価を地域で設定をしておいて、品目横断的経営安
定対策ほど手厚くはございませんが、一定の水準で、価格が下がった時の補てんが行われ
るという仕組みでございます。

次の6ページのところですが、担い手に対する品目横断的経営安定対策の政策の考え方
を整理してございます。これまでは、全農家を一律とした施策になっている。例えば、麦
あるいは大豆につきましても、その数量に応じて幾らの助成という形で、この場合には、
形態ごとにメリハリをつけることは全くできない制度でございます。個々の品目ごとの価
格に着目をした支援ということになっておりましたが、経営として見る場合には、特定の
作物だけではなくトータルで見えるわけですので、この制度では、土地利用型の作物につ
いて全般的に対象にするように仕組みられております。この品目横断的経営安定対策では、支
援の対象を意欲と能力のある担い手のところに限定をしていく。これは、経営基盤強化法
の認定農家制度というのがありまして、意欲と能力があると市町村が認定をした農家なり
法人、それから一定の条件を備えた集落営農組織、そこで規模が一定以上になっているこ
と。認定農家は4ヘクタール以上、集落営農は20ヘクタール以上のところが対象となる担
い手ということになります。支援の中身につきましても、品目別の価格政策ではなくて、
経営全体に着目をした政策に一本化をするということで、この中身は2つに分かれており
ますが、 諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための補てんと、それか
ら、 収入の減少の影響を緩和するための補てんといったものと、二本立てになっており
ます。特に につきましても、輸入品と国産品との格差が非常に大きいものについて国産
の生産を維持をするためのものとして仕組みられておりますが、米の輸入につきましても、

現在高い関税で、ミニマム・アクセスはございますが、それ以外は入ってこない状況になっておりますので、こちらについては仕組みられておりません。 の収入の減少の影響を緩和する対策が、米を含めていろいろな品目に入っているということでございます。

7 ページが、現在の米の需給調整の仕組みでございます。19 年産からどういうやり方になっているかということでございますが、18 年産のところまでは、国から県、県から市町村、市町村から農業者という形で、行政が最終的に目標を配分するという形になっておりましたが、19 年産からは、そここのところの仕組みが変わっております。まず、国の段階では、目標を配分するというのではなくて、国がいろいろなことを勘案しながら、都道府県別の需要量に関する情報を算定をする。ここの県では大体需要量としてこの位ではないかという情報を、お示しをするということになっております。それから都道府県段階。これも、その県の市町村別の需要量に関する情報を県が算定をしてお示しをする。それから市町村段階。ここは第三者機関的な組織として地域の水田農業推進協議会というものがございまして、この協議会が J A やその市町村の中で、方針を決めて生産調整をやっていくという人がおりますので、この方針作成者別に需要量に関する情報というものを、地域協議会が算定をして示す。それぞれの方針作成者、生産調整方針を作成する人達が、自分の傘下の農家に対して、生産数量の目標なりあるいは面積を配分するという仕組みになっているということでございます。

8 ページはこれは参考までに入れておりますが、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意に基づきまして、関税は高い水準に維持をされておりますが、その代わりにミニマム・アクセス米というものを輸入することになっておりまして、基本的に政府が全量を買入れ、市場の状況を踏まえて、価格の面で国産の米では十分対応しがたい用途、例えば、加工用や、場合によって援助用といったものに販売をしていくということになっております。

9 ページでございます。ここからは、今度は大きな 2 番目のテーマでございます。国際的な食料需給をめぐる状況がどのようになっているかということでございます。まず最初に、日本の食料の自給率を書いてございますが、左側のグラフを見ていただければわかるように、自給率にはいろいろな取り方がございます。生産金額で見るベース、カロリーベース、あるいは穀物のベースといろいろございますが、どれを見ても、数字がどんどん下がってきている。一番よく言われておりますのがカロリーベースでございますが、これも最近さらに 1 ポイント下がってまして、40% から 39% に下がっているわけでございます。カロリーベースの自給率の中身を見ていただきますと、これは昭和 40 年から 18 年の推移を

見ているわけですが、棒グラフの左側のところに供給熱量の割合ということで書いてありますが、これは国民が摂取しているカロリーの中で、それぞれの品目でどのくらいのパーセントを摂取しているかということで、グラフの幅ができています。右側のスケールでは、それぞれの品目につきまして、国産がどのくらい供給されているかということでございます。これを見ていただければおわかりのように、米のカロリーに占めるウェイトが、消費量がどんどん減ってきていることによりまして、相当小さくなってございます。その一方で、畜産物とか、油脂とか、あるいは小麦といったところのカロリーの摂取の割合が大きくなる。これについては輸入の割合が非常に高いということになって、その結果として自給率が相当下がってきているわけでありまして。原因としては、食生活が高度化する、欧米化する中で、畜産物及び油脂の商品が増えたということもございますが、それだけではなくて、こういった消費者の嗜好に対して、国産農産物を供給するという対応が必ずしも十分できなかったということも、大きな原因になっていると考えております。例えば野菜はカロリーで見たら非常にウェイトは低いものになりますが、野菜で見ても、40年には自給率が100%あったものが、18年には大分落ちてきているわけです。スーパーに並んでいる野菜を見ればほとんど国産品になっていると思いますが、これが漬物といった加工食品あるいは外食の原料ということになりますと、輸入品の割合は相当高いということになるわけです。価格面あるいは品質面で、加工業界あるいは外食業界のニーズに対応するような供給が十分できていたのかということも含めて考えていかなければいけませんので、この自給率を真剣に考えようとするれば、そういった供給の仕方についても工夫をしていくことが必要になるのではないかと考えております。

10 ページでございます。自給率がこれだけ低くなっている、先進国の中でも相当低い国でございますが、そういう国であればあるほど、世界的な穀物の需給、食料の需給を常にウォッチしておかないといけないということになるかと思っております。この10ページの左の方を見ていただきますと、主要農産物の生産量と輸出量ということでございます。農産物につきましては、基本的に、それぞれの国で自分の国内の消費に仕向けるということが基本になっております。その余剰分が貿易に回されるということになりますので、生産量に占める貿易量の割合は概して低いという状況でございます。特に右側の品目別に書いてございますが、一番下に品目の名前があって、その右上に貿易率というのがございます。小麦について言いますと18.6%、とうもろこしで11.6%、大豆で29%、米は7.2%ということで、それぞれ貿易率は非常に低いということでありまして。それぞれの品目ごとに輸出をしてい

る国の名前が書いてございますが、どの品目も上位3カ国で全体の5割以上を占めるということになっておりますので、これらの国々の生産状況あるいは輸出の状況をよくウォッチしておかないと、将来にわたって安定供給ができない可能性があるというわけでございます。

それから、11ページを御覧いただきますと、世界の穀物需給がどう推移をしているかということでございます。まず70年代につきましては、オイルショックの後、穀物相場はかなり上昇したということがありまして、供給過剰になり、期末在庫量についても増加をいたしました。85年以降になりますと、一時的にはいろいろございましたが、概ね在庫水準は高位でもって安定をするということでしたが、2000年以降になりますと状況がかなり変わってきておりまして、需要が生産を上回って、在庫率が急速に低下をするということになっております。下のグラフのところが一番下に赤い線で、FAO、国際機関の適正在庫水準17~18%と書いてございます。これに対しまして、期末在庫水準はこれまでずっと高い数字で推移をしてきておりますが、これが最近では14.5%ということで、適正在庫数を割るようになってきている。この結果として、最近、国際的な穀物相場がかなり上昇するというようになってきているということでございます。

次の12ページのところにその要因の分析をしておりますが、この背景としては大きく3つの要素があると思っております。1つは中国やインド等の人口超大国の経済発展。もともと人口そのものは大きかったわけでありまして、個々の経済発展によって、食料を輸入するだけの経済力の裏付けがついたということで、食料の輸入が増えている。それから、食生活が高度化すれば畜産物の消費が増えるということで、飼料穀物が相当な数量必要になるということもありまして、食料の需要が増えている。また世界的なバイオ燃料の原料としての穀物の需要が増えている。さらにもう1つ、地球規模の気候変動の影響による農業生産への影響が出ている。こういったことがございまして、左側のグラフを見ていただきますと、大豆はちょっと違いますが、小麦、とうもろこしについて言いますと、品目別にも適正在庫を最近の期末在庫は下回るという状況になってきているということでございます。

次の13ページから、今の話をブレイクダウンして、データを整理しています。この中国、インド等の経済発展の影響は非常に構造的で、これからも続いていくと考えられますが、中国における食生活の変化について書いてございますが、肉類の消費が増えてきている、一方で米の消費は減っている。下に参考と書いてございますが、畜産物1キロを生産する

ために必要な穀物の量が書いてございます。牛肉で11キロ、豚肉で7キロ、鶏肉で4キロ、それから卵3キロということで、穀物を直接消費するのに比べて、畜産物を食べようとすると、穀物が相当な数量必要になるということでございます。したがって、中国で肉類の消費が増えれば、それだけ穀物の需要はかなりの数量増えるということになるという話でございます。それから、特に期末在庫率でございますが、右の上のグラフを見ていただきますと、2000年の頃と比べて、最近ほとんど3分の1水準まで在庫が落ちてきているということで、その下の表を見ていただきますと、大豆につきましては、今や恒常的な輸入国になっているという状況でございます。

14 ページにつきましてはバイオ燃料の関係でございますが、世界的にバイオエタノールの生産量がどんどん増えてきており、下のグラフを見ていただいても、ブラジル、アメリカを中心に増えていることがわかりいただけるかと思えます。

15 ページ、16 ページ。地球温暖化の進展でございますが、特に16 ページを見ていただきますと、温暖化による異常気象。それだけかどうかはちょっとよくわかりませんが、2000年以降、いろいろなところの不作のケースが増えている。オーストラリアにつきましても、昨年非常に大きな干ばつがございましたが、今年もまたそういう状況という情報が流れておりまして、それも小麦の相場に相当影響するという状況になってきているということでございます。

17 ページでございます。これは、最近農林水産省で、食品産業の各業界に対する意識調査を行ったアンケートの結果でございます。その中で、海外からの原材料あるいは製品の輸入に当たって支障を生じたことがあるかという質問に対しまして、これは業種ごとに違うのですが、貿易に直接携わっている商社では、9割以上が支障を生じたことがあるという答えになっております。中身を見ましても、品質の基準に抵触した、あるいは価格面で折り合わない、それから期待した数量が確保できないといったことで、実際に世界的な穀物の需給の変動との関係もあって、商社の輸入の現場におきましても、いろいろな問題が生じているということが言えるかと思っております。このあたりのことにつきましては、また次回以降いろいろな資料もお出しし、またヒアリングを行っていきたくと思っております。

18 ページを御覧いただきますと、こういった世界的な食料需給が、我が国の食品にもいろいろな形で影響を与えております。その関連を整理しているものでございますが、途上国の経済発展がある。経済発展すると食生活も高度化するということがあって、その結果、

穀物を中心とする食料の需要が増える。それにより穀物の在庫が減ることになります。このことによって、小麦の価格が上昇するというストレートな関係もございますが、バイオエネルギーの需要の増加を見ていただきますと、ここからもとうもろこしの価格が上昇してくる。とうもろこしの価格が上昇すれば、アメリカにおける小麦の飼料用の需要が増えるということになって、この結果、小麦価格が上昇するという因果関係もございます。あるいはとうもろこしの価格の上昇によって、アメリカの中でとうもろこしの作付けが増え、一方で大豆が減ることになれば、大豆価格そのものが上がる。これによって大豆価格が上がれば、みそ、しょうゆを含めた大豆関係の食品が上がってくるということにも当然であります。バイオの関係では、菜種の価格も上がりますし、これが、カナダにおいては菜種が増えて小麦が減るといった作付転換も起こり、これが小麦の価格の上昇へも繋がるという要素も出てまいります。こういった相関関係がいろいろあって、穀物は非常に裾野の広いものでありますので、小麦の値段が上がれば、パン、麺、菓子等が上がる。それから、餌は畜産物になりますし、とうもろこしからコーンスターチ等を介しまして、清涼飲料まで上がってくる。それから、大豆が上がれば、みそ、しょうゆ、豆腐、それから食用油も上がりますので、マヨネーズの価格にも波及をするという形で、非常に広範囲の食品に影響が生ずることになります。小麦、その他の穀物につきましては、こういう食品の中で非常に裾野の広い話になっているということではありますが、一方で、米については、現状では炊いて食べるというものが中心でありますので、これほど裾野の広いものになっていないということもございます。その辺りをこれからどう考えていくかということも1つのポイントかと思っております。

19 ページをお開きいただきますと、ここから大きな3つ目のテーマでございます。米の需要をめぐる状況ということで整理をしてございますが、国内で食べる御飯です。国内米飯用の消費を見てもみますと、1人当たりの消費量は、ピーク時の昭和37年には1年で120キロ弱を1人が食べていたわけですが、これが最近では60キロ程度ということで、ほとんど半分のところまで落ちているということになります。こういった需要の減少を受けまして、水稻の生産量が大きく減少しているということもございます。グラフのオレンジのところは収穫の量、それから、緑の方が作付けの面積ということになりますが、オレンジの方が大きく落ち込んでいるところ、作況が非常に悪い大きな不作になったその後は、作付けの面積が若干増えるといった傾向を繰り返してきているということが1つございます。

20 ページのところ、食生活の変化も見ておりますが、供給熱量の中に占める主食的な食

料の割合について、米と小麦、その他の穀類を合わせたもので見ております。副食が増えているということもありまして、主食的な食料の部分はどんどん小さくなってきている。一方で、主食的な食料の中での米の地位はどうかというと、これも昭和 60 年当時から比べてみますと、パンや麺といったものの占める割合が相対的に増えて、米のシェアが落ちてきているということが読み取れるということでございます。

次の 21 ページでございますが、米の 1 人当たりの消費量が一貫して減少傾向で推移をしており、消費拡大のための取組をいろいろやっております。今後、11 月からは朝御飯をきちんと食べようというキャンペーンもやるということにしており、いろいろな工夫をしておりますが、それでも結果として、1 人当たりの消費量は一貫して減っているということです。国内の人口につきましても、2004 年をピークにして減少に転じているということで、国内の米飯用の需要は、この 2 つの相乗効果で、これからも減少していく可能性が非常に高いと思われるわけでございます。試算ということで作っておりますが、1 人当たりの消費量を今と同じ水準に固定をして、人の数だけで見た時にどうなるかという試算が、この青い方の線でございます。これで見ますと、2025 年に 800 万トン位のところまで落ちていく。それから、1 人当たりの消費量が、最近 5 年間程度のペースでこれからも減少していくと仮定した場合にどうなるかといいますと、2025 年の数字として 670 万トンということになりますので、こういうことについてどのように考え、これから先の日本の国内での米の生産をどのようにしていくのか、あるいは水田農業をどうしていくかというところを、考えなければいけないのでは、ということでございます。

22 ページのところは、国産米の需給構造と書いてございますが、これまでは国産米は、基本的には炊いて食べる国内の米飯用を念頭において作られている。一部伝統的な加工の原料、お酒とかおせんべいとか、あるいは餅、団子といった、米を粉にしての和菓子の世界といったものも若干ございますが、基本的には国内で炊いて食べる米飯用を想定して生産が行われている。それ以外の世界に販売をするのは、結果的にこの主食用の需要を超えたものが出てしまった場合の処理として行われている。価格は主食に比べたら相当低い形で処理されるわけですが、そういう時しか、今までは基本的に行われていないということでございます。

次の 23 ページからは、これ以外の世界の米の需要としてどんなものがあり得るのか、潜在的な米需要ということで整理しています。このテーマにつきましては、今後、関係者の方々をお呼びしてヒアリングもしたいと思っておりますが、潜在的に考えられるもの、最

近出ている芽のようなもの、そういうものがいくつかございます。まず1つは輸出用で、ここは近年の東アジアの経済発展も1つの背景になっていますが、国産米を輸出するというものも、段々出てきております。ただ数量的には伸びたといっても大した数量ではございませんので、2006年の段階で、輸出の合計で1,000トン弱という程度の数字でございます。今年の4月からは、中国の本土についても、米の輸出が再開をされております。

24ページでございますが、米の粉についてです。米を粉にして、パン用あるいは麺用に使うといったことも始まっており、利用促進も進めているところですが、これまでは価格の面で高いですとか、それから加工技術面でも小麦粉と比べて使いにくいとか、いろいろな話がございます。原料米の使用量は18年度でも6,000トン程度に留まっています。小麦の世界の需要量が非常に大きいので、これに代替することができればそれなりの数量を確保できると思いますが、こういうものについて、これからどういう取組があり得るのかというのが1つの論点だと思っております。

25ページ、ここは飼料用ということでございます。飼料用の需給規模は非常に大きい世界でございます。我が国における配合飼料の生産量は年間で約2,400万トンということで、原料の半分は輸入とうもろこしになっております。米も配合飼料の原料として使用可能ですが、現在それほど扱われているわけではございません。我が国の飼料の自給率でございますが、18年度について見ますと、全体として25%。この中で、濃厚飼料については10%で、穀物系については更に自給率が低いということですので、こういうものについてどう考えるかということが1つございます。

26ページでございますが、これも最近始まっている話として、バイオエタノール用の話です。各地で実証試験が始まっておりますが、多収米とか、それから規格外の小麦とか、こういった安価な原料を使ってバイオエタノールを生産しようという、実験段階の取組が、今、始まっているということで、このモデル実証事業のうち、米を原料とするものが2地域ございます。北海道の苫小牧それから新潟県の新潟市。これは、農協と連携して取り組まれているものですが、この2ヶ所は米を原料としてやってみようという話で、本格稼働21年度を想定して、現在準備が進んでいるところでございます。

次の27ページでございます。こういった他の用途を考える時に、価格関係を念頭に置いて考えなければいけないわけでございますので、現状どのような価格関係かということを整理しています。右側が国産米の関係で、左側の方に競合するようなものの価格が書いています。比較をする時には60キロの比較が非常に難しいので、トン当たりの価格で見ても

りますが、主食用ではトン当たり 25 万円。これが米菓や加工用になると下がり、現在、パン用の米の粉の原料として売っているものについては、トン当たり 8 万円位という状況になっています。飼料用に時々古いものを売ることがございますが、これについてはトン当たり 3 万円というのが現状です。左側の方を見ていただきますと、中国、それからアメリカの米の価格、その下に輸入小麦の販売価格が書いてございます。この 10 月からの販売価格を書いてございますが、小麦を用途別に、品種がちょっと違っておりますが、5 万円とか 6 万円といった水準になっている。それから輸入とうもろこし。これが餌の価格に入りますが、これはトン当たり 3 万円。こういった価格も念頭に置きながら、今申し上げた潜在的な需要の世界をどのように考えていくのかということでございます。

28 ページから大きい 4 つ目のテーマということになりますが、米の生産をめぐる状況ということで、まず水田利用の状況を見ていただきますと、上の棒グラフ、これは夏場における水田の本地がどのように利用されているか、平成元年、10 年それから 18 年を比べているわけでございます。米の需要量が減っておりますので、水稻等の作付けの部分は減ってきておりますが、一方で、夏場に作付けをしていないところ、この面積が、平成元年当時に比べてかなり大きい水準になってきているということでございます。下のグラフを見ていただきますと、水田における作物の作付面積、これは延べ面積でございますので、1 つの水田に表と裏と作った時は 2 回カウントをされるということで、上とは直接対応しないものですが、これで見ると、水稻は減っておりますが、麦とか大豆、飼肥料作物といった世界は、元年から 10 年にかけて一端かなり減少しておりますが、その後で、麦、大豆を本作としてきちんと作っていきこうといったこともやっておりますので、10 年当時に比べて大分増えてきているということではございます。

29 ページは省略をさせていただいて、30 ページを見ていただきますと、耕作放棄地の状況でございます。耕作放棄地は、昭和 60 年位までは概ね 13 万ヘクタール位で横ばいでありましたが、平成 2 年以降、これが増加に転じておまして、平成 17 年には 38 万 6,000 ヘクタールという水準になってきております。右の円グラフを見ていただきますと、耕作放棄地の中で、水田の割合が 44%位のシェアを占めているということでございます。

31 ページでございますが、ここは水田作の経営の状況を見ております。これは階層別にどういう経営になっているかということを見ておりますが、農業所得という欄を見ていただきますと、農業所得が 500 万円を超えるというのは、階層でいきますと 10 ヘクタールから 15 ヘクタールの階層。15 ヘクタールから 20 ヘクタールの階層になりますと 700 万円を

を超える。それから 20 ヘクタール以上の階層になると 1000 万円を超えるといったようなことで、規模によって所得が変わってくるわけですが、そういう関係になっております。

次の 32 ページのところを見ていただきますと、稲作の単一経営を他の作物と比べているわけですが、主業農家の割合が他の作物に比べて非常に低いというのが、この水田の農業の 1 つの特徴でございます。左の上の表を見ていただきますと、左側に主業農家という欄がありますが、これが専門的にやっていらっしゃる農業所得が非常に多い農家ということになります。そのシェアは露地野菜以下のところは主業農家の割合が 40%とか 70%という数字になっておりますが、稲作のところはこの主業農家の割合が 8.5%、準主業や副業的なところの数字が非常に大きい。これが 1 つの大きな特徴でございます。兼業的にやっている稲作農家の数が非常に多い、関係者の数も非常に多いということが 1 つの特徴ということです。下の表を見ていただきますと、この主業農家の中で、65 歳未満の農業専従者がいない。要するに後継者もいないと目されるわけで、かなり高齢の方が自分でやっているということになると思いますが、これが稲作では 40%、準主業のところでもこういった方の割合が 80%近くになっております。右側の円グラフでは、経営農家の年齢構成で、70 歳以上の方が 49%、60 歳以上を含めると 7 ~ 8 割ということになると思いますが、非常に高齢化も進んでいる。将来にわたってきちんとした経営を続けていこうと思えば、この辺の担い手の体制もきちんとしていくことも大きなポイントでありますので、先ほど申し上げました担い手のための品目横断的な経営安定対策も、こういう構造をきちんとして、担い手を育てながら農業をこれからも効率よくやっていくのだという発想でできているということでございます。

それから、33 ページを見ていただきますと、これは少し限界がある調査なのですが、平成 7 年から平成 17 年まで同じ農家を調査客体として、その経営がどのように推移をしたかという分析をやっているものでございます。分析の結果に限界もございますので、そういう意味で御覧いただければと思いますが、114 経営体を追跡調査をしております。米価等が下がってくる中で、主業農家のところは、平均的には経費の抑制あるいは省力化を図りながら経営規模を増やしてきているという状況でございます。1 戸当たりの農業所得は減っておりますが、一方で 1 時間当たりの農業所得ということで見ると、これは 10 年前と大体同水準。1 戸当たりの総所得を見ますと、労働時間が減少し、この減少した労働時間を活用して他の仕事をする。そういう意味での農外所得の増加やあるいは年金等の収入が増えたということがあり、1 戸当たりの総所得ということで見ると、10 年前と大体同水準で推

移しているという状況でございます。

34 ページは、これをもう少し分解して、規模拡大をした調査客体の農業所得の増減別に見た農業経営の動向ということでございます。左のところに4つのマス目が作ってありますが、上下で1戸当たりの農業所得の増減ということで分かれて、上の方が増えて下の方は減っている。また、左右で1戸当たり田畑面積の増減ということで分かれて、右側が増えて左は減っているということで分けております。Aグループについては、田畑の面積が増えて農業所得が増える。これが21%位存在する。それからBグループのところは田畑の面積が増えたけども農業所得が減った。これが44%。こういう形になっているということでございます。

これをもう少し分析をしたのが次のページでございまして、今のAグループについて、具体的に農業所得の増減の要因は何なのかということ整理したものでございます。Aグループにつきましては、経営の効率化によってコストを縮減する。これに加えて、経営の複合化とか米のブランド化といったものに取り組んで、農業所得の増大を図っているということでございます。コスト縮減の観点で見ますと、規模拡大によるスケールメリットを出していく。特に農業機械を効率的に使うことによって、その償却費を減らす。これがかなり効いているところがございます。また、減農薬栽培等により肥料や農薬の経費を減らす。あるいは米に比べてコストのかからない麦や大豆の面積を増やす。こういうことでコストを下げる。農業の粗収益を増加させる観点で見ると、ブランド米を直接消費者に販売するといったようなことがあって、販売する物の単価をアップさせて稲作の収入を増やす。あるいは麦・大豆の作付けを増加して、麦・大豆は助成金も付きますので、そういったものも含めて、その収入が増える。あるいは野菜といった他の物を作って、複合収入を増やしていく。こういうことで規模拡大をしながら農業所得も増やしているところもございまして、こういう取組を拡大していくことが非常に重要なこととっておりますので、現在、本検討会を立ち上げるのと併せまして、先進的な米経営について、自薦、他薦の公募もしております。そういった先進的な経営体を本検討会にお呼びし、ヒアリングをするというようなことも含めまして、先進的な取組を面的に広げていくということを考えていく必要があるのではないかと考えております。それから、下のBグループでございます。ここはいろいろな要素がございまして、コストが増加をする。平均値ではスケールメリットによってコストが下がっている方が多いのですが、面積は増やしたものの、面積もある程度増えた時に機械等がもう1セット必要になるということもありますので、そういった点で、

農業機械の償却費が増えるということもございまして、これがコストの増加になるということもあります。また、農業収益の減少の要因としては、米の価格が下落をして稲作収入が減るということもございまして、それぞれの農家の取組の内容によっていろいろあるということでございます。

次の36ページを御覧いただきますと生産コストの状況でございます。これは、コストの見方にはいろいろな見方がございまして、棒グラフの左側に、全算入生産費というものと、それから経営費というものが書いてございます。右側の上の方に経営費とはどういうものかというのが書いてございまして、これは全算入生産費から自己資本利子や自作地地代あるいは家族労働費といったものを引いたもの、これが経営費でございます。物財費を中心として、本当にかかった経費とお考えいただければ大体いいかと思いますが、それが経営費で、自己資本の利子、自作地の地代あるいは自分のところの労賃、そういったものを観念的に計算して入れたものが全算入生産費という概念でございます。どの数字を見ましても、これは規模別のグラフになっておりますが、規模が大きくなるほどこのコストは低下をするということになっております。下の表では、この物財費の内訳が書いてございます。この中で一番大きいもの、平均のところで見させていただきますと、下から2つ目の農機具費、農業機械が非常に大きい。また、賃借料及び料金と書いてありますが、借地料を中心とする賃借料がそれに次いで、それから、上から2番目、3番目の肥料、農薬。この辺りのところのコストがウェイトとして非常に高いものになっております。したがって、こういうコストをどのように下げていくのかということも大きな課題でございますので、これも関係の業者の方々のヒアリングを含めて、本検討会でいろいろ御議論いただきたいと思っております。

37ページのところを見させていただきますと、このコストを平成8年と18年で比べております。どの階層でも生産費はかなり下がってきているわけでございます。また、そのページの下のところ、投下労働時間の変化というものを書いてございます。これはどの階層を見ても、投下労働時間はかなり減ってきているということになりますが、この投下労働時間が減少する時に、これを経営に結び付けようと思えば、この減らした労働時間でどんな仕事をするか、他の作物をやるとかあるいは農業以外のこともあり得るかと思えますし、農産物を使って、加工なり販売をやるということもあると思えますが、そういうものを含めて、総体としての所得をどのように上げていくかということを考えなければ、経営は良くならないということだろうと思えます。

次の38ページ。これは地域別にコストを見ておりますが、これは要素がなかなかよくわからないところがございますが、地域ごとに生産費もかなり違うということになっております。

次の39ページを御覧いただきますと、この点につきましては、コストを下げるために、先ほどの資材等を下げていくことはもちろん、それだけではなく、別の品種を使う等、栽培技術でもっとコストのかからないものを使っていく等も考えていかなければいけませんし、またそれを現場で定着させる工夫も必要になってくると思っております。農林水産省の試験研究機関でもいろいろな品種開発をやっており、味の良い米もございますし、黄色い枠の下の方を見ていただきますと、多収米やホールクロップサイレージと言っておりますが、米の粒だけではなくて、丸ごと餌にする飼料稲あるいは識別ができるような色の付いた米等、いろいろな品種開発が行われております。こういったものについては、また機会をつくりまして御説明させていただきますし、この他につきましては、低コストの栽培技術、例えば、苗を作って田植えをするのではなくて、種を直に蒔く技術といったものの現状がどうなっていて、現場での定着がどの程度進んでいるかといったことにつきましても、今後ヒアリングを含めて御議論いただきたいと思っておりますのでございます。

40ページを御覧いただきますと、大きい5番でございますが、米の流通をめぐる状況でございます。まず、米の取引の状況ということで、米の価格形成センターでの入札結果の価格の推移が付いてございます。特に、段々下がってきておりますが、15年産でかなり高騰しております。この時は作況が90という不作の年であったので、この年はかなり上がっておりますが、その後、また作況が98や96ということがありましたが、潜在的な供給過剰もありまして、その後は低下しているという状況でございます。右側に年産ごとに、センターでの入札の結果が月別にどう動いているかというグラフであります。特にこの15年産が非常に顕著な動きを示しております。他の年産につきましては、1年を通してそれ程大きな変動はないのですが、この15年産は先程の作況90という不作の年ですが、秋のところが価格が相当高くなって、その後価格がどんどん下がるという事態になっております。ここは後で申し上げますが、販売業界の構造との関係もあると思っております。卸売業者の数はあまり減少しておりません。従来とほとんど同じような数で推移をしておりますが、過当競争になりがちな状況になっておりまして、作況が90ということで早目に仕入れをするということで、値段をかなり出して秋口に買ったということだと思っておりますが、これが小売の方になかなか通っていかないということがあって、どんどん価格が下がる。価格が下

がると、秋口に買ったものは、高い値段で買っておりますので、差は損として抱えることになるということで、これが卸の経営にも相当響いたと思います。その後、高い値段では米をなかなか買わないという傾向を招いた1つの要素でもあるのかなと思っております。もう1つ、バブル経済が崩壊してから食品デフレの傾向が続いているという状況でございます。ここへ来て、先ほどの輸入食品の関係で、価格の上昇の動きがかなり出てきてはおりますが、バブルの崩壊の後、不良債権処理も行われ、それぞれの企業からすると、リストラも行うということで、賃金の水準も全体としてはかなり下がる。正職員からアルバイトに変わるということもあって、実質的な賃金は下がっておりますので、それに対応する形で、食品の値段があまり上がらないという食品デフレの傾向が続いてきているということもあると思います。そういった中で、この潜在的な供給過剰があれば、価格については低迷をするといった構造になっていると考えております。センターでの入札価格、それから全農あるいは全農の県本部が売っている相対取引の価格は、これと大体同じような価格で推移をしていると思いますが、一方で、農家が消費者に向けて直接販売をしているもの、これについても価格がどんどん下がっているかということ、必ずしもそういうことでもないと思っております。消費者のニーズに応える形で、品質や何かの信頼性を確保しながら売っているものにつきましては、かなり高い価格で安定的に売れているものもあると考えております。

41 ページのところでございますが、これは米の価格形成センターの上場と落札数量の推移のグラフでございます。ここ数年、センターへの上場数量、特に落札の数量がかなり小さくなってきているということでございます。これは、平成16年の食糧法の改正で計画流通制度が廃止をされたということ、それから、米の価格形成センターが平成2年に価格形成の場としてできたわけですが、そのころは全農が一元的に販売をしていて、その価格についてはもう少し市場実勢を入れて入札という形で決めてみようということで始まったわけですが、その後の流通の規制緩和の中で、全農から買うという形だけではなくて、各県の農協を含めて、いろいろな形の相対取引が定着をして拡大してきているということがあると思っております。生産者が直売する方の数字はそれほど大きく変わっていないと思いますが、単位農協の直接の販売単価は年々拡大をしているということでもございます。ということになりますと、入札で買う卸売業者からすると、相対取引で欲しい時に入手できるということにもなってくるわけで、無理に入札で買う必要もないということもございます。そういう傾向も反映をして、この米の価格形成センターでの落札数量は現状かなり

小さくなってきている。ただ、指標価格をきちんと形成をしておくこともいろいろな意味で必要でございますので、そういう意味で、このセンターの取引につきましては、これからもいろいろな工夫をしながらやっていくということだろうと思っております。

42 ページは、米の流通の現状、数量の流れについてでございます。単位農協が自分で直接売る数量、これが 16 年産、17 年産、18 年産と、段々増えてきている。これが 1 つの特徴でございます。

次の 43 ページを御覧いただきますと、これまでの米の価格形成は、収穫してからセンターの入札にかけたりして価格を決めるというのが中心になっておりましたが、農家段階では、注文を取ってから栽培をするところもありますし、一部の農協組織、県段階の組織では、播種前に契約をするといった取組も、数量が多いわけではありませんが、既に始まっております。その例を書いておりますが、播種前契約として、契約の形態は買い手と売り手の二者契約、実需も入った三者契約があるようですし、価格の方は、基準価格を定めながら 10 月 15 日の作況を踏まえて、一定のアローワンスの中で協議をして、幅の中で価格を最終的に決めるというやり方。また、履行できない時の違約金も措置をされていて、これを 4 月の終わりまでに確認書というものを締結して、その後田植えが行われる。9 月中旬以降、収穫の後で、このアローワンスの範囲内で価格を協議し最終決定して、10 月の終わりまでに売買契約書を締結するという、こういったやり方を始めているところもございます。それから、播種前の契約ができなくても、収穫時期より前に契約を結んでやっていくという工夫も始まっているところがございます。主食用の価格を安定させることを考えれば、こういう取引の仕方を工夫していくことも 1 つの方法かなということでございます。

44 ページでございますが、米の販売業者の状況ということで、右側の表を見ていただきますと、食糧法時代は卸売業者登録制になっておりましたので、卸売業者の数そのものがわかったのですが、食糧法になってからは販売業者も届出制になっておりますので総体としかわかりませんが、最近の感じでいきましても、卸売業者の数につきましては、若干減っておりますが、大きくは変わっていないという状況です。それから、とう精設備の操業率を見ますと、これは農林水産省の調査と精米工業会の調査でベースが違うのですが、どちらも非常に下がってきていて、平成 13 年は農林水産省の調査では 30%、精米工業会の調べでは 48%になっているということです。やはりこの辺り、米の主食用の価格を安定させる、安定した取引をするということを考えますと、販売業者の過当競争の状態を解消して

いくということも1つの大きなポイントになります。また、単に玄米から精米にとう精をするというだけの仕事ではなくて、米全体について、もっと高度化した仕事をするということも工夫をしていかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

45 ページは米の表示についてでございます。米の表示につきましてはJAS法でルールが決まっております、包装された玄米や精米につきましては、ページ左上にあるような表示が行われているわけでございます。その中の原料玄米の産地・品種・年産の3点セットの表示につきましては、農産物検査法に基づく証明が必要という制度になっております。特に、産地や年産は、現場段階でチェックをしなければ偽る者が出てくるということもございまして、検査法との関係で産地・品種・年産をきちんとしながら、消費者に安心して買ってもらえる状況を作っているという制度になっております。しかし、この表示をきちんと守っていないところもございまして、米穀の特別調査の結果ですが、これは表示規制についてどのくらい遵守されているかをチェックする調査でございますが、これを見ていただくと、調査箇所数の不適正な表示率、これは15年のところが13.4%、16年が8.2%、それから17年が6.8%と、ここまで減ってきて、次の18年度は11.2%ということで若干増えております。一時まで減ってきたのですが、こういうことも行われておりますし、実態がございまして。一番下に近年において業務改善命令等を措置した事例というのが、最近の事例まで載っておりますが、こういう表示のところについてのチェックもきちんとしなければ、安いものを買って叩いて仕入れておいてこれを高い米と偽って売ることになると、これは消費者のメリットにもなりませんし、価格を安定させることにもなりません。このあたりはきちんとした表示を徹底するというチェックを、農林水産省としてもやっていきたいと考えているところでございます。

冒頭の目次のところをもう1回御覧いただきたいと思っております。冒頭に申し上げましたが、本検討会で主として御議論いただきたい大きなテーマは、この米政策の大きな流れあるいは国際的な食料需給の動向、こういったものを踏まえながら、米システムあるいは水田農業を、短期というよりも中長期、とりあえずこの22年度の米づくりのあるべき姿を目指すということになっておりますので、この22年度にすべてが達成するわけではないと思っておりますが、22年度以降、ある程度中長期のこともらみながら、どういう形のものを作っていけば将来展望がきちんとできるのか。特に、米の需要や販売先をどのように考えていけばいいのか。あるいは生産コストをどうやって下げていけばいいのか。それと関係して、各地で取り組まれている先進的な米経営、その経営のやり方、そういうものを一般化して、

全国的にレベルを上げていくためにはどうしたらいいのかといった点を中心に御議論をいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

八木座長 どうもありがとうございました。

要望・意見

八木座長 それでは先ほど申し上げましたように、第1回目の会議ということでございますので、本検討会を含めての御要望、御意見等、あるいはただいまの説明についての御質問等でも結構です。どなたでも結構ですので、御自由に御発言いただければと思います。なお、別室で傍聴されている方々もいらっしゃいますので、恐縮でございますが、発言の際にはお名前をお願いいたします。中島委員、どうぞ。

中島委員 みずほ総研の中島です。大変詳細なお話をどうもありがとうございました。私は米づくりは全く素人ですが、ただ、経済が専門の立場で申し上げますと、多くの地域においては、地域経済の中心的な担い手が農業という状況ですので、農業の生産性をどう上げて地域経済を支えるかという議論をやってしまうと、米を作った方が一番儲かるということは当面変わらないと思います。ただ、地域経済全体としての売り上げは大きく変えないという形でありながら、生産コストを下げながら他のものも作っていくというようなことも含めて、農業が更に貢献していく、そういう点も見据える必要があると思います。この点は今までももちろんやっていらっしゃると思うのですが、そういう点も踏まえて議論をしていければと、思っております。

立花委員 中座させていただきますので、今、食糧部長から非常に丁寧に説明があったことに関連して2、3感じるところがありますので、申し上げたいと思います。

1つは製造業のさまざまな経験をどうやって農業に移転していくかということに私も非常に関心を持っております。私どもも農業サイドとも意見交換といった機会をできるだけ持つようにしております。去年あたりからある製造メーカーの現場での物作りの考え方やあるいは作業の改善のやり方といった点について、農業サイドとも現場をお互いに行き来して意見交換をするということを持たせていただいているわけですが、その時に、私どもは農業界の方と製造業の方の物の作り方、考え方が非常に違うと思いました。これは恐らく農業サイドの方も、ある意味で言えば目から鱗という面があったのかもしれませんが、

製造業の場合には、もちろん業種によって違うでしょうが、例えば自動車の場合などは、生産計画というのはある自動車会社が独立して立てることができないわけで、それぞれ末端の販売店、自動車なら販売のディーラーの方々の現在の販売状況やあるいはこれからの販売の予測等々を丹念に集約して、車種ごとあるいはタイプ別にいろいろ情報を集めて、それを絶えずローリングして見直しをしていくということです。それがある年度の計画になりますと、それを月毎に1週間毎にあるいは日毎に生産計画を立てて資材の調達をやっていくということで、やはりどうやって販売の消費のニーズをクイックに掴んでいくかといった仕組みが非常に大事なわけです。こういった面で、工業と農業あるいは製造業と、こういった米づくりというのは、もちろん単純に同じ見方では見られないということは言うまでもありませんが、基本的な考え方といいますか、大いに交流して学ばべき点があるのではないかという感じしております。その意味で言うと、タイトルにありました「販売」を軸とした米システム」ということが、私はこれから22年にかけての大事な点だろうと思っております。資料の2の主要な検討事項の中の(1)~(7)、基本的にはこの通りだろうという感じで受けとめました。

もう1つは、その際、これはどう考えたらいいのかわからないのですが、農協と個別農家との関係です。こういうことを申し上げると、「いや、農協経由の出荷は随分減ってきた」ということをよく聞かされるわけですが、やはり個々の販売農家が、自分の作ったものが一体幾らで誰に売れているのか、あるいはどういった評判なのか、評価なのかということは、こういった議論をする時に大事だということはよく言われるのですが、本当にそこが実現されているのかどうなのか。古いタイプの委託販売でお任せというタイプだと、なかなかニーズというのが言うべくして、実際に作り手の方に伝わらない。農業もかつてのよように作ればそれでおしまいという時代から、むしろ作ってそれをいかに売るかあるいは加工するかということで、川下に川下にということで付加価値を高めていく発想も農業サイドに必要になりますので、そういう意味で言うと、そういった農協と個別農家との関係も、果たして22年の体制に向けて問題ないのかどうか、そういう点も1つあるかと思っております。

最後ですが、3つ目は、十数年前三井物産の水上達三さんという商社のトップの方に経団連の農業問題の関係で御指導を受けたことがあるのですが、ちょうど1993年の大不作の時がありまして、確か米を輸入したことがあったわけですが、こういった気候の変動などのことを考えますと、一方では東アジア経済圏ということで、単に輸出入だけでなく、

投資で日常的にももの行ったり来たり行ったり来たり、人も含めて非常に緊密になってきています。そういった状況を見た時に、やはり東アジアでの米をめぐる関係を我々は一体どういうふうに築いていったらいいのかという視点。抽象的で、では具体的な中身は一体何だということで、私もまだ頭の体操的な面で具体的にどこをどうという発想があるわけではありませんが、やはり長期的に需要が減っていくという中で、一方では近隣の国々との経済的な関係が非常に密接になってくる。EPA等の提携が続いて、むしろ日本の経済的な領土が広がっていくということから見れば、むしろそれを支える1つの大きな要素である、この短粒種の米を主食とする朝鮮半島、中国、台湾等々と、米を中心にどういう関係を結んで、平和な関係といえますか、食糧をめぐる取り合いにならないような環境をどう作っていくかといった発想も、この主な検討事項の1つの中のどこかに入ることかと思っ、その辺の議論を深めることがこれからの日本の稲作を考える時に非常に大事ではないかと思っています。以上でございます。

柴田委員 丸紅経済研究所の柴田と申します。詳細な資料を提供していただきまして、どうもありがとうございます。

考えさせられる点がたくさんあると思います。この資料を見ると、過去を振り返った格好で経緯等を見ると、価格がダウンし、米の需要が落ちてくるという中で、農家の生産性、規模の集約がなかなかできない状況ですが、今、4、5年先の国際の穀物のマーケットを見た場合に、需給が非常に逼迫して国際価格が今までのレベルから単に上昇するというのではなくて、過去30年のレベルから、さらに2倍、3倍、あるいは4倍とか、レベル自体が大きく上がってくる可能性があるかに思います。先ほど海外の調達に当たっての意識調査の紹介がありましたが、その辺、なかなか調達がしにくくなっているという点は、商社の方がやはり立場として、そういった傾向、兆候をまさに掴んでいる点かと思うのです。そう見た場合に、日本の米のあり方というのも、これからはむしろ1つは国際価格が3倍、4倍に上がったという場合には、リスク要因としてあるわけですが、国内の価格差が非常に縮まってくるという傾向も出てくると思うのです。その場合に、先ほどの、米をいかに作るか、飼料用にするとか、バイオマス燃料にするとかいう可能性もありますが、そういう可能性がまたたくさん出てくる1つのプラス思考で見ますと、投資のチャンスにもなってくるということになるかと思います。

したがって、そういう時に、いろんな資源の活用というところで見ますと、それから先ほどの耕作放棄の農地の不活用の問題というのが、これから国際マーケットで需給が非常

に逼迫してくる中で、日本の水であれば水資源、多分これは例えば資源のうちの2割ぐら
いしか活用されていない。それから耕地であれば、先ほどの40万ヘクタール弱の農地が耕
作放棄されている状況で、一方でカロリーベースで6割の食料の需要部分を輸入で海外に
依存するという格好にもなっています。自給率を上げるためには、やはりこの辺の資源の
活用というのをどういうふうにやっていったらいいのかという議論が必要かと思ひます。

それから、先ほど立花委員が言われました東アジア、米の経済圏、食文化も共通するよ
うなところで、やはりこういった共同備蓄なり共通農業政策なり、日本が音頭をとって、
何らかの安定調達、安定供給というものを図っていく、こういう広い視野に立った対応も
必要かと思ひます。以上です。

奥村委員 これまでの米にまつわる政策を細かく御説明を頂戴いたしまして、感謝申し
上げます。

まず、農業の問題。ここ1、2年でもって、大きくこれまでの農業政策を転換してきた
ということであろうと思ひます。その農政転換の一環に米政策の改革問題があるものと思
っております。ここにも米をめぐる検討会、あるいはまた昨年はその現状を捉えての一
定の検証をしながら、第2ステージ、19年度からの米改革制度に突入したものと認識して
おります。今、農政が転換され、担い手あるいは集落営農を中心としたこれからの日本農
業を維持していく階層というものを、一定のものを見極めながら動き始めたわけですが、
この1年経過をして、それがどうなっているのかといった問題を論議する中で、じっくり
と現状の御理解を頂戴したい。その実態を踏まえて、これから5年後、あるいは10年後、
日本農業がどうなっていくのか、国民の主食はどんなふうに使われていくのかといった、
いろんな答えがその中から生み出されてくるものと認識をしております。

これから会議でやりますから、いろんな場面で実態をまたお話をさせていただきたいと
思っておりますが、短くまとめてこの1年間の経過を申し上げるならば、今までは、国を
始め行政が関与をしながら生産調整というものを極力守って、需要と生産の均衡を図るべ
く取り組んできたということでした。しかし、それがやや行き詰まってきたということも
あって、結果的にはこの22年に向けては、生産者自らの取組として、国はその消費動向を
情報として伝達するだけといった活字に変わったわけでありました。そのことが末端ではこ
この生産調整があたかも無くなったような認識を一面持っていると思ひます。
ということは、この19年産でもって、これまでそれぞれの市町村を含めて行政の指導に沿
って生産調整していた方々が、やはり水田の復元に戻っているという実態があるわけでござ

ざいます。

資料での説明はなかったわけでありますが、お聞きをしますと現在 37 府県ではこれまでの生産調整面積がさらに減少し、生産が拡大されたという実態もあると伺っているわけです。その結果、米をめぐる 19 年産の米の販売、現実に今、販売戦に入ったわけでありますが、先行き見通しは、連日の新聞報道等にもやや出ているわけでありますが、極めて需要が減少する中で、生産の拡大があり、限りない過剰米の発生というのを大きな懸念材料として感じているわけです。これは流通は市場流通に任された場面から考えるならば、市場流通というのは、需給の均衡あるのみで生産コストの補償などというものは全くないところが、我々農民サイドとして将来に向けての一番の問題点と申し上げさせていただきたいと思えます。

どんなにコスト低減を図っても、短期間でもってそのコストが半分に下がるなどという極端なことは不可能なことですし、下げるには下げても必ずや限界があるということも含めてのことですが、生産をするからには必ずコストがかかる。しかし、コストが賄われなような販売の中では、担い手といえども集約営農といえども全く育たない。1 年この新しい制度に入ってみました、そうしてそれぞれの参加要件の中で担い手要件を果たして、担い手として手挙げはしてみたものの、これから先の農業に向けて希望が持てるのかという言い方を申し上げるならば、今、特に米作地帯では極めて大きな不安が渦巻いているというのが末端の実情と申し上げさせていただきたい。

これをどう解決しながらやっていくのかというのがこれからの米問題を抱える時の大きなテーマだろうと思っていますので、ぜひ、その観点からこれらの議論を進めていただければありがたいとお願い申し上げます、まず冒頭の発言にさせていただきます。

富士委員 全中の富士でございます。米の問題、水田農業の安定、米システムの安定ということを考える場合、米の需給調整をいかに図っていくかということだと思えます。

先ほど食管法から食糧法への移り変わりの御説明があったように、今、米なり水田農業を安定させる手立てというのは、需給均衡、需給調整をいかに図っていくかということが、最大の対策といえますか、これしかないと思うのです。

その中で、日本の農地が約 470～480 万ヘクタールありますが、そのうち水田が 270 万ヘクタール。そのうち、米を作付けているのは 150 万～160 万。転作は 110 万～120 万、水田でやっているわけです。先ほど説明にありましたように、これから需要がどんどん減少していく。そういう中で、270 万ヘクタールの水田で、主食用の米を作付けていく面積はどん

どん減らしていかないと需給均衡は図れない。そうすると、水田で主食用以外のものをどう安定的に効率的に作っていくかということだと思うのです。今、生産現場の現状から言えば、麦を作る、大豆を作るといった時に、もう基本計画の目標は達成していますと。22年目標は達成しているから、もうこれ以上面積拡大しなくていい、作るなど。品目オーダーの財源的な縛りもあると思いますが、では、何を作るのか、自給率向上の観点から、水田を有効に活用していく時に何があるのかという問題があります。そこで、水田として利用している飼料用米とか、主食用以外のものを作っていくという、非常に安定した効率的な生産ができると思うのですが、これも、ものすごい価格差がある。そっちの方へ誘導していくという政策的な手立てを打たない限り、水田における安定した作物経営というものは成り立っていかないとと思うのです。そこはやっぱり政府として国家戦略をもって自給率を上げていく。何で自給率を上げていくのか、どの作物で上げていくのかという中長期的な戦略目標を立てて、そこへ作付誘導していくという、支援していくという、そういうことが要るのだと思うのです。これが第1点です。

それから第2点は、今、奥村委員からありましたように、生産調整、需給調整をやっていくという中で、やるやらないは自由だと。しかし、やるということが大事なわけで、そこに対する政策的な整合性というか、手立てというものは必要です。やっても、やらなくても同じ米価を受けとるわけですので、現場からすれば、ただ乗り論とかで、結局は入口か出口で、やった人が必ず後始末をつけるというような不公平感が常にあるわけです。そこをいかに解決するかというか、そこに対策をうたないと円滑に需給均衡を図れないという問題があります。そういう意味で、現行のナラシというものも生産調整をやった人に補てんがあるということなのですが、これも現場からすれば非常に不十分。1俵 1,000 円位の補てんしか財源がないのではないかと、それから、そもそも、そのバーが、年々米価が下がれば下がっていくとか、そういう意味で、生産調整をきちんとやっていくといった経営者のメリット措置が不十分ではないか。そこに手立てを打たないと需給均衡の円滑な体制を図れないということではないかと思います。以上でございます。

阿部委員 米をめぐる全貌をデータで示していただいて、今更ながら現状を確認させていただきましたが、これからの展望論を議論するに当たりまして、WTOの問題はどのように考えればいいのか、これも大きなファクターだと思うのです。ぜひこのデータ等も提出いただけるならば出していただいて、議論の対象にしてみたいと思います。

今、富士委員がおっしゃいましたように、結局、米のあり方をめぐる1番の問題点はい

いわゆる需給均衡、生産調整をどう考えるかであり、実は行き詰まっているのが現状ではないかと思うのです。したがって、生産調整へのあり方を根本から見直す必要があるのではないかと思います。その見直す場合の視点が非常に大事であると思っております。つまり食料米の世界と、もう1つは非食料米の世界というように整理してみて、非食料米の需要開発といいますか、方向性を議論してみる必要があるのではなからうか。いわゆる生産調整という大きな概念の中で、非食料米の需要開発という1つの議論の仕方を私は今後させていただきたいと思うのです。そういう非食料米の需要開発ということを経済の視点から考えると、かなり奥深いものがあるのではないかと。例えば、バイオエタノール、プラスチックの原料素材または、家畜の飼料等限りない潜在需要というものが考えられるのではないかと。そういうことを踏まえて、今後のあり方論、生産調整のあり方、均衡化のあり方論を中長期的に考えていくという議論をさせていただきたいと思うのです。その場合、財政的な問題も含めて考えますと、農水省を超える分野や、かなり長いスパンで考えなければならぬ問題もあると思います。あるいは、短期的には当面正直者がバカをみない生産調整確保対策等をやらなければならないのかという問題もあると思うのです。それを一緒にたにせず、当面对策と非食料米の需要開発等の中長期対策を区別して議論していく必要があるのではないかと思います。

大木委員 先ほどの御説明を伺って、それぞれの時代に応じて、いろいろなお米について対策をされてきたということだと思いますと、日本人にとってお米とはいかに重要なことなのかということが改めてよくわかりましたが、1つだけ私が質問させていただきたいのは、21 ページに統計がありまして、お米の将来の傾向として少なくなってくるというのがあります。これは御専門の方がこういう計算をしてこうなっているということなので、私のような素人にはそういうのはわからないのですが、例えば、今、働き盛りの方達は、ほとんど学校給食でパンを中心にした生活をしてきた人達と思うのです。それでその人達は、学校の給食というのは非常に大きな影響があると思いますので、パンの方に移行している。でも、今の子供達は違いますよね。できるだけ日本のお米を食べましょうということで、あちこちの学校で、週に何回もお米を食べている。私の周りを見ましても、お米大好きという子供達がたくさんあります。少子化とはいえども、この子供達が大きくなった時には今食べているのがどの位になるかと、そういう明るい見通しの統計のようなものがあると、やっぱりお米って希望が持てるというようなことになる。そういう統計はないのかなと、今の子供たちを中心にした時はどうなのだろうというものがあるといいと思ったことが1

つです。

それからもう1つは、39 ページのところに「需要に対応した新品種の開発」というところがあります。これもこれからますます地球温暖化でお米ができにくいというふうになっていて、そういう研究もいろいろして日本の国で本当にいいお米を作ってほしいと思いますが、低アミロースの品種でミルキークイーンというお米があります。このミルキークイーンというのは、私も何回か試食したことがあるのですが、冷めても非常に粘りのある、おいしい、いいお米と思うのです。でも、どうしてこれが私が行くようなスーパーにはないのだろうという疑問もあるのです。せっかく今は売れる米づくりということを努力されているならば、なぜこういうお米がないのかというのが素朴な疑問です。

それからお米としての名前をつける時に、消費者にもっとアピールするような名前が欲しいのに、ミルキークイーンというのはピンとこないですね。せっかく国が研究に研究を重ねて一生懸命やってきたものの効果ということを考えた時に、やはりこういうことにも、これから名前も考えていただいたりして、もう少しこういうものが一般の消費者のところにも、まず1つは出てこないのかと思いますので、こういうところを教えていただきたいと思いました。

奥原食糧部長 資料につきましては世代別やそういう消費のデータもありますので、整理して次回にお出しします。

大木委員 それから子供達に対して、今、体験学習とかいろいろやっていますよね、全国で、文科省も含めて。私はあれは非常にいいと思っているので、大いにしていただいて、お米の重要性をもっともっと体験をすることによって、未来の消費者を育てることが、今難しい課題がたくさんありますけれど、未来の消費者を育てることがお米の消費の拡大に繋がっているということも、どこかにあったらいいと思います。

やっぱり暗くなってきますよね、必死にこうやっていると。もうちょっと、ほんのりとか、のんびりと、もうちょっと未来の希望が明るくなるような、そういうことも考えていただけると、お米って楽しいな、おいしいなと思えるのではないかと素朴な質問ですが思いました。

大南委員 宮崎県の国富町の大南と申します。今回は「販売」を軸とした米システムのあり方」ということで、大きなテーマでございますが、これまで市町村の場合は、販売にはあまり関わってこなかった分野ではないかと考えております。

これまで私達は、生産、出荷部門において、例えば生産調整配分とかそういった行政の

最前線として、生産農家の御理解をいただきながら、生産調整の目標達成に向けて努力を重ねてまいりました。そういう意味で、本検討会では、生産現場に最も近い市町村という立場からいろいろ意見を述べさせていただきたいと思います。時間があれば、次回でも国富町で取り組んでおります耕畜連携といったものも御紹介できればと考えております。

それから、米の問題は、農家から見ると、貴重な収入源であるとともに、農村を形作る文化的な一面もあると考えております。水田に米を作付けできないということに大きな抵抗感もあります。

このまま米の価格が下落を続けますと、農村そのものの機能が失われ、集落全体の崩壊につながる可能性もあると考えております。このことは米だけにとどまらず、他の品目を経営している農家にとっても、担い手がなくなるなど、直接関わる大きな問題であろうと考えております。農村集落は担い手だけで成り立っているものではありません。規模の大小、農家、非農家を問わず、農道や用水路、排水路等の維持管理や環境整備を集落全体による共同作業で行っております。したがって、今度の担い手への絞り込みもそうですが、担い手への絞り込みを一挙にくっ縮めると、そういった集落機能を失う恐れもあると考えております。

それからもう1点、生産調整の考え方ですが、平成16年から生産調整の考え方が、これまで作付けできない面積といいますか量といいますか、そういったものから作付可能な面積（数量）に変わりました。これまでも、我々やJA中心に生産調整の目標達成に向けて努力を重ねてきたところでございますが、このシステムが変わりましても、米の生産量を減らさなければならぬということには変わりないと考えております。したがって、生産調整の面積の配分等につきましても、全国一律はなかなか難しい面もあるかと思いますが、やはりそういった面も理解していただきまして、公平な配分にも配慮をしていただければと考えております。以上です。

米本委員 販売を担当している全農の米本でございます。「販売」を軸とした米システムのあり方」ということですが、販売で考えれば、今のシステムは需給で価格が決まってしまう。だから供給過剰になると価格が下がる。先ほど農水省の御説明の中にありましたように、米は価格が下がっても、需要量が増えていただければいいのですが、ほとんど増えない。大きく倍半分とか下がれば、粉用とかいう需要はあるのかもしれませんが、10%、20%下がっても、需要が増えないということになると、限りなく供給過剰になると価格が下がってしまうということになると、生産現場のところはこれ以上価格が下がると、

担い手もそれから生産調整を真面目にやっている生産者も含めてみんなもたなくなってくる。だから、販売を基点として検討することは非常に重要なのですが、その生産のところに結びつけて、先ほどから意見いただいていますように、やっぱり生産のところが展望を持たない中での議論では、幾ら販売のところからのニーズがあっても、そのところは繋がらないのではないかと思います。

それから、先ほどいただきましたミルククイーン。茨城とか栃木が中心に作っているわけですが、コシヒカリとかと比べると、生産量はまだそう多くない。価格も、それなりの価格なのですが、生産量を大きく増やすだけの価格ではちょっとないと思うのです。少しずつ増えているかなという感じであります。だから売っていないスーパーもあるということです。そこら辺り買っていただけたところがあれば、またそういうニーズを踏まえて作るように指導していくということをやっていかなければいけないでしょうね。そのところ、ニーズがきちっと生産現場に繋がっていない部分があるのだらうと思います。そこは反省しなければいけないところであり、見直していかなければいけないところだらうと思います。そういうことで生産現場のところの御検討もやっていただきたいと思っています。

永井委員 長野県の永井と申します。今回、この検討委員で、一応、生産者という立場で参加させていただきまして、本当にありがとうございます。

今、ちょうど稲刈りが始まっています、現場では稲刈りで非常に大忙しなのですが、先ほどから出ているように、今年は価格という面で非常に大変な環境にありまして、本当にこれからどうするのだらうという中で、現場は非常に米の価格で大変困っている状況であると思います。

その中で、私達生産者は、これから農業をやっていくわけですが、先ほどからなかなか展望がないというような話もありますが、僕達はできる限り米を作って日本で農業をしていきたいと思っています。その中で、ぜひ国民にきちんと日本に本当に稲作は必要なのかどうか農業は必要なのかどうかということを、もっと強くアピールしていく、問いかけをしていくことが必要なのではないかと考えています。僕たちは、今まで大きな補助金といったものがなければ農業はなかなか難しい環境であったのですが、これからは生産者自らがもっと自立して、自分の販売先、お客様、そういったところにきちんと自分の作った米を供給していかれるような、生産者として生きていかれることが、僕はとても大事なのではないかなと感じています。ですから本当に直接的な「お金」ということよりも、生産者

がもっと意欲を持って必要とされているのだというような中で、日本で農業をやって、米づくりをやって良かったと言えるような環境、政策といったものが必要と感じています。

今回、米の販売ということを中心にしてということでの検討会ですが、これからいろんな方からヒアリングがあると思うのですが、私達生産者が自らお米を販売しているということもありますし、農協のような販売の仕方もあります。できれば、もっと末端の、個人のお客様にきちんとお米を届けているお米屋さん、そういう流通の関係の方の声というか、頑張っている方々の意見を聞いて、そういう中で、僕達を感じとれる機会もぜひ、この検討会の中で持っていただければと思っています。以上です。

八木座長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。いろいろと貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。それでは、今後について、事務局から連絡がありますでしょうか。

村井需給調整対策室長 長時間にわたる御議論を、どうもありがとうございました。

今後の検討会の進め方でございますが、おおむね月2回程度のペースでこれから開催をしていきたいと考えております。事務局といたしましては、できる限り多くの委員の皆様にご出席いただきたいということで、できる限り各委員の皆さんの御都合がつくような形で日程調整を今後進めさせていただきたいと考えておりますが、実際問題といたしまして、委員全員の御出席をいただくことはなかなか難しい面もあろうかと思っておりますので、その場合につきましては、議事内容等を速やかに委員の皆様にご提供させていただくということで、議論のフォローをしていただきたいと考えておりますので、その点、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、第2回の開催時期の関係でございますが、既に委員の皆様から事前にスケジュールをお伺いしております。そういった中で調整をさせていただいているわけですが、次回につきましては、10月19日金曜日の午前10時から、場所につきましては、本日より同じく三番町共用会議所において開催する予定としております。詳細につきましては、追って御連絡を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

八木座長 それでは、本日は活発な御質疑、御意見をありがとうございました。本日皆様からいただきました御意見につきましては、冒頭でお話ししましたとおり、議事録として整理し、皆様に御確認の上、ホームページ等に公開することとしております。

また、今後の検討会の議論に資するために、簡単な議事概要を整理し、欠席委員に送付

したいと考えておりますが、その整理につきましては私に御一任いただくということによるしいでしょうか。〔「異議なし」の声あり〕ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会